



2020 年に東京で開催されるオリンピック・パラリンピック競技大会の約5,000個の金・銀・銅の入賞メダルを、携帯電話や小型家電から抽出したリサイクル金属で作るプロジェクトです。東京2020組織委員会が主催するこのプロジェクトに、町も参加しています。

▶回収品目

携帯電話、デジタルカメラ、電子辞書、ACアダプター、携帯音楽プレーヤー、電子ゲーム機器、電卓、ポータブルカーナビ等

▶回収方法

①ボックス回収

役場総合案内付近に回収ボックスを設置しています。この回収ボックスでは投入口(縦5cm×横10cm)に入らないものは回収できません。

②宅配回収

町と協定を締結した認定業者による宅配回収です。利用方法等の詳細は、町公式ホームページをご確認ください。

町では、5月末現在、ボックス回収で2箱分、宅配回収でデスクトップパソコンやファックス等を回収しました。リサイクルによる貴金属の精製は、一から精製するより格段に環境への負荷を減らすことができ、循環型社会の実現に大きく近づきます。ぜひこの機会に、ご家庭に眠っている小型家電を持ち寄り、プロジェクトにご参加ください!



お知らせ
info

ご利用ください！ 緑のカーテン補助金

緑のカーテンで涼しい夏を過ごしましょう

町では、町内の建物を緑の植物で覆う壁面緑化を行った方に、費用の一部を補助しています。エコで涼しい夏を過ごせるよう、緑のカーテン作りにチャレンジしてみませんか。

▶受付期間／10月1日(月)まで

※予算額に達した時点で受付終了となります。

▶対象／平成30年度中に、町内に所有、または借用している建物にネットや支柱等を使い、つる性の植物で3m²以上の壁面緑化を実施した個人、または法人で町税を滞納していない方。

※昨年度までに補助金交付を受けた方も申請できます。

▶補助対象となる経費／①苗、種、プランター、土、肥料等の植栽経費、②植物のつる等を這わせるために使用するネット、支柱等の補助機材

問 生活環境エコタウン課
(☎ 581-2121内線223-224)

▶補助金の額／補助対象となる経費のうち、平成30年度中に購入した額で、5,000円を上限とします(100円未満切り捨て)。

▶申請方法／生活環境エコタウン課、役場庁舎1階総合案内、男衾・用土両連絡所に備え付けの申請書に必要事項を記入、押印(スタンプ印不可)し、添付書類と併せて生活環境エコタウン課へ申請してください。申請書は、町公式ホームページからも取得できます。

※緑のカーテンが3m²まで成長した後の申請となりますのでご注意ください。

▶面積の求め方／植物の幅(植物の根元付近での横の長さ)と、高さ(地面から植物の先端までの長さ)を測って算出します。

▶添付書類／①緑のカーテンを実施した(3m²以上植物が茂っている)ことが分かる写真、②緑のカーテンに要した経費の領収書等の写し(購入品目が確認できるもの)

お知らせ
info

お知らせします！ 平成30年度の介護保険料

介護保険は、3年ごとに介護保険事業計画の見直しが行われ、今年度から第7期事業計画がスタートしました。これに伴い介護保険料が改定され、平成30年度から32年度までの介護保険料は表のとおりとなります。

介護保険とは

『介護保険法』で定められている制度で、40歳以上の方が全員納める保険料と、国や地方公共団体の負担金、利用者負担を財源に運営されています。65歳以上の方に、大里広域市町村圏組合から介護保険料納入通知書を7月中旬に送付します。

保険料の納め方

原則、特別徴収となります。納付方法は、法律で定められているため個人で選択することはできません。

※65歳になった年度や転入された方は、特別徴収に切り替わるまでの間、普通徴収となります。

特別徴収 年金からの天引き

年金が年額18万円以上の方は、特別徴収となります。年金からあらかじめ天引きされますので、納めに行く必要はありません。

介護保険料は、収入や世帯状況の変動等により、年度間で大きな差が生じることがあります。特別徴収では、これを解消し、できるだけ均等にするため8月の天引き額を調整する場合があります。

普通徴収 納付書納付または口座振替

年金が年額18万円未満の方等は、普通徴収となります。納付書が送付されますので、納期限までに金融機関等で納付してください。なお、口座振替が利用できます。

▶普通徴収の納期限(平成30年度)

期別	1期	2期	3期	4期
納期限	7月31日	8月31日	10月1日	10月31日
期別	5期	6期	7期	8期
納期限	11月30日	12月25日	1月31日	2月28日

平成30年～32年度の介護保険料

所得段階	対象者	年額保険料(保険料率)
第1段階	世帯全員が住民税非課税で ・老齢福祉年金受給者の方 ・前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の方 生活保護受給者の方	年額29,700円 (基準額×0.45)
第2段階	世帯全員が住民税非課税で、本人の前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円を超える方	年額46,200円 (基準額×0.7)
第3段階	世帯全員が住民税非課税で、本人の前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が120万円を超える方	年額49,500円 (基準額×0.75)
第4段階	世帯の誰かに住民税が課税されているが、本人が住民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の方	年額59,400円 (基準額×0.9)
第5段階	世帯の誰かに住民税が課税されているが、本人が住民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円を超える方	年額66,000円 (基準額)
第6段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が120万円未満の方	年額79,200円 (基準額×1.2)
第7段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が120万円以上200万円未満の方	年額85,800円 (基準額×1.3)
第8段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が200万円以上300万円未満の方	年額99,000円 (基準額×1.5)
第9段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が300万円以上600万円未満の方	年額115,500円 (基準額×1.75)
第10段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が600万円以上の方	年額125,400円 (基準額×1.9)

問 大里広域市町村圏組合介護保険課(☎ 048-501-1330)、健康福祉課(☎ 581-2121内線123-124)